

平成25年度第1回 野洲市景観審議会会議録

要約版

開催日時 平成25年6月25日（火） 午前9時40分～午前11時50分
会 場 北部合同庁舎2階会議室

1. 開会

【事務局】

9名中8名の委員の出席があり、野洲市景観条例施行規則第22条第3項の規定により、本日の景観審議会が成立していることを報告する。

2. 挨拶

【会長】

昨年の審議会では、景観法に基づく野洲市景観計画について、市長より諮問を受け、慎重な審議をし、答申を行った。

本日は、（仮称）新・野洲クリーンセンター整備に係り、景観の観点から、フォトモンタージュによる景観調査結果がまとまったということで、協議していただきたい。

また、野洲市屋外広告物条例（案）の検討もあり、順次協議を行いたい。

【市長】

平成23年9月に方針を定め、年度末に条例を制定した。その後、昨年6月に景観行政団体になり、12月に景観計画を施行した。

本日の議題は、クリーンセンターのアセスメントを行っており、環境については別の審議会でご審議いただくが、景観については、ここで正式にご検討いただきたい。

もうひとつ屋外広告物条例の策定について、広告物における産業の発展、商工業の発展、表現の自由と、一方での景観の保全とを良い形で調整、統合するような制度にしていきたいと考えている。

【事務局】

（本日の資料確認。）

3. 協議案件 （1）（仮称）新野洲クリーンセンターに係る景観調査について

【会長】

昨年の5月の審議会では、生活環境影響調査の実施と、その調査方法にて、フォトモンタージュによる定点観測を実施することの報告を受けた。1年間の

定期調査が終わり、今回は、景観形成の観点から報告結果を基に、協議を行いたい。

【事務局】

(資料3説明)

【会長】

これに対する審議に入りたい。ご質問ご意見等ございますか。

眺望地点について近景、中景、遠景を定められているが、これを定めた理由は。

【事務局】

実施設計の段階で、一番視認しやすいであろうということで近景約500mの範囲を定めた。中景については、500mから3kmの範囲内で集落からの視点という観点で中景と定めた。遠景については、3kmという視点で定めた。

【会長】

例えば、①②の近景からT字形に道が繋がり、集落に繋がる道がある。そのあたりからの視点は考えられないか。

【事務局】

8号線の右からは近江八幡市、左側からは竜王町方面になり、国道8号線へでて、左が⑥⑦です。施設の状況が確認できるのは⑥の手前あたりからです。

【会長】

環境アセスメントでのいろんな視点からご指摘いただいたが、確かに煙突からでている煙も景観計画において気にはなります。蒸気は必ずでるのか。

【事務局】

完全燃焼はしますが、ガスについては水で冷却している。新しいセンターは、白煙防止装置がつき、蒸気については再加熱を行えるだけ蒸気を消そうというもので、設置する予定。

【A委員】

煙突はクリーンセンターのシンボルといいますか象徴になるもの。焼却の煙突なければならないのか、なくすことはできないのかそのあたりはどうか。

【事務局】

約900度で焼却します。どうしてもガスがでるので、煙突は必要。

【B委員】

昨年度の景観審議会において駅前から三上山の景観についてお話したが、西側からの調査ということで。三上山からの眺望についても一度確認された方が良いのでは。

【事務局】

琵琶湖方面の見晴らしだけで、近江八幡方面、大篠原地先は、見にくかった。城山に登った際にも、施設の煙突までは確認できなかった。

【C委員】

15-19の写真を見て、個人的には新施設の角ばった煙突より旧施設の丸

みがある方が好みの感じで、新施設では煙突の位置も端にあるのが気になった。

【事務局】

煙突の形ですが、現在は炉ごとに排ガスの規制がかかっている関係上、一般的に煙突を2本つくらなければならない。2本の煙突が併設となると景観上よろしくなく、外見は四角の形状だが中身は2塔からなっている。

【D委員】

屋根の色合いについて、今までのものは色合いが青い。屋根の色合いをもう少し自然と溶け込むことは考えられないか。

【事務局】

実施計画が進んだらいろんなパターンを報告させていただきご意見伺いたい。

【会長】

それでは、協議案件「(仮称)新・野洲クリーンセンターに係る景観調査について」は、「周辺の景観と調和が図れる内容である」と了承して、ご異議はないか。異議なしで、この件について了承したい。

次回になるが、生活環境影響調査の縦覧結果を報告いただく。

(2) 野洲市屋外広告物条例(案)の検討について

【会長】

それでは、協議案件の(2)野洲市屋外広告物条例(案)の検討について。野洲市の良好な景観を形成していく上で、昨年策定された野洲市景観計画と一体的に活用することで、効果を発揮するものとする。野洲市景観形成方針を踏まえた、条例の制定に向けて検討を行いたい。

【事務局】

(資料4説明)

【会長】

これから質疑にはいる。ご意見ご質問等ございますか。

【E委員】

今の滋賀県屋外広告物条例の規格に対する制限はあるが、色彩について制限はないのか。

【事務局】

表現の自由等を規制する条例ではなく、デザイン等についてはこの条例の適用外。色彩についてはなるべくけばけばしい色としない、地色を黒にしない等の規制がある。

【会長】

壁面の面積について、ガラスの内部から見えるものについては、どのように扱っているか。壁面広告物とみなしているか。

【事務局】

窓に表示されているものは、屋外広告物に該当せず特定屋内広告物に該当し、現在の条例では規制外。

【F委員】

のぼり旗も1本いくらというのがあるが、店舗敷地以外にも、現場に建てる旗についても規制対象か。

【事務局】

原則、対象になる。

【B委員】

せっかく野洲市の景観条例が制定されたので、県条例に倣うのではなく、特に重点地区については厳しく規制しても良いのではと考える。

【会長】

琵琶湖の景観地区は禁止地区は、壁面、野立は設置可能で、高さ10m以下、幅4.5m以下の設置はできるので、数字はこれで良いのか、この根拠は何なのかとか、自家用広告物の面積は15㎡以下であるとか、表面、裏面あわせて面積が何㎡以下であるとか、文面だけではわからないので、実際にシミュレーションをすれば壁面にどれぐらいのものが掲出できるのかということがわかるように見せていただけたらと思う。

【会長】

ほかにご質問、ご意見等はないか。それでは、事務局は、本日の審議会意見を検討材料とし、次回の審議会への継続審議とする。

4. その他

【事務局】

次回審議会予定は9月上旬。後日通知させていただく。

5. 閉会

【事務局】

本日は、長時間にわたりご審議いただき、有難うございました。

1点目の野洲クリーンセンターの整備は、明日からの縦覧となり意見がでてくればそれを集約し、市の考え方をご報告させていただく。

2点目の屋外広告物は、これから屋外広告物をどのようにしていくかと、重要な案件となっているので引き続きご審議お願いします。

本日は有難うございました。

—— 終了 ——